

本件提案に係る接触の禁止について

審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する必要があります。

このため、審査委員会の構成員について、甲府市ホームページにおいて公表します。

なお、本件提案に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には失格となることがある旨あわせて通知します。

1 公表の方法

甲府市ホームページで公表する。

2 公表日

審査委員会決定後、事業公告と同日に公表する。

3 内容

(1) 題名

「本件提案に係る接触の禁止について」

(2) 文案

審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。

なお、本件提案に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(3) 審査委員会委員

役職	所属	氏名
委員長	教育部長	饗場 正人
副委員長	教育部教育総室長	土屋 光秋
委員	教育部学事課長	内藤 誠
委員	教育部学校教育課長	寺田 是